

根室市移住体験住宅（ちょっと暮らし）

利用者マニュアル

平成26年9月

根室市総合政策部総合政策室

根室市移住相談ワンストップ窓口
（根室市役所総合政策部内）
〒087-8711
北海道根室市常盤町2-27
TEL：0153-23-6111
FAX：0153-24-8692
E-mail：sog_seisaku@city.nemuro.hokkaido.jp

目 次

<u>1 .制度概要、申込方法</u> 1	<u>4 .滞在期間中</u>
(1) 目的	(1) 滞在中の行動について.....15
(2) 入居対象者	(2) 「ねむろの魅力再発見事業」15
(3) 利用可能期間	(3) 非常時の連絡方法.....16
(4) 利用申請	
(5) 利用許可書の発行	<u>5 .退去時</u>17
(6) 申込先	(1) 施設の清掃
	(2) 退去時間の連絡
<u>2 .施設紹介</u>	(3) 備品の確認
(1) 光洋町移住体験住宅1号..... 2	(4) 鍵の返却
(2) 光洋町移住体験住宅2号、3号... 5	(5) 忘れ物について
(3) 瑠璃瑠移住体験住宅1号、2号... 8	
(4) 設置備品一覧.....11	<u>6 .利用にあたっての留意事項</u>
(5) 寝具について.....12	(1) 利用料について.....18
	(2) 遵守事項.....18
<u>3 .入居当日の流れ</u>	(3) 駐車スペースについて.....18
(1) 利用契約の締結.....13	(4) 消耗品について.....18
(2) 利用料の支払い.....14	(5) ゴミ出しについて.....18
(3) 施設案内.....14	(6) 根室市の地勢.....19
(4) 市内案内.....14	
(5) 「根室産品PR事業」について.....14	<u>7 .参考資料</u>21

1 . 制度概要、申込方法

(1) 目的

移住希望者が一定期間、根室市での生活を手軽に体験できる機会を提供するため、根室市移住体験施設を用意し、人口の流入を促し、市の活性化を図ることを目的としています。

(2) 入居対象者

根室市への移住を希望又は検討する者。

※転勤又は婚姻による転入及び就業未経験者は除きます。

(3) 利用可能期間

1週間以上6ヵ月以内。

(4) 利用申請

事前に根室市HPに掲載している施設の予約状況をご確認のうえ、「根室市移住体験施設利用申込書(様式第1号)」(※26P掲載)により郵送、FAX、E-mail等にてお申し込みください。

※【市HP】各施設の予約状況確認のページ

http://www.city.nemuro.hokkaido.jp/dcitynd.nsf/doc/tyottogurasi_sisetu

※【市HP】「根室市移住体験施設利用申込書(様式第1号)」ダウンロードページ

http://www.city.nemuro.hokkaido.jp/dcitynd.nsf/doc/tyottogurasi_mousikomi

(5) 利用許可書の発行

申込書の受領後、予約状況等の確認後、利用の可否について「根室市移住体験施設利用許可書」を申込者へ送付いたします。

(6) 申込先

〒087-8711 根室市常盤町2丁目27番地
根室市移住相談ワンストップ窓口
(根室市総合政策部総合政策室内)
TEL : 0153-23-6111 (内線2253、2254)
FAX : 0153-24-8692
E-mail : sog_seisaku@city.nemuro.hokkaido.jp

2. 施設紹介

(1) 光洋町^{こうようちょう}移住体験住宅1号

住 所	根室市光洋町2丁目5番地3	旧教員住宅370号
利用料	(夏期)51,000円/月 (冬期)66,000円/月	光熱水費、燃料代、放送受信料等含む。日割可。
建築年	昭和53年	平成25年2月リフォーム済
構 造	ブロック造 平屋建	
間 取	3LDK	リビング(洋間)、和室3
設 備	地デジ・BS対応、暖房(灯油)、ガスコンロ、バス・トイレ別(ウォシュレット付)、室内・室外洗濯物干、給湯(ガス)、駐車スペース有	
説 明	市内にあり、徒歩10分圏内にスーパーも立地していることから不便はありません。近くの中学校前にバス停もあります。	

【間取】

風呂	洗面・脱衣	台所	玄関 ホール	トイレ	和室② (4.5帖)
和室① (8帖)		居 間		和室③ (4.5帖)	物入 押入

【位置図】



光洋1号写真



【外観】



【外観(冬)】



【リビング①】



【リビング②】



【和室①】



【和室②】



【和室③】



【冷蔵庫】



【ガスコンロ】



【冷蔵庫】



【食器棚】



【レンジワゴン】

※上から電子レンジ、オーブン
電気ポット、炊飯器



【風呂】



【キッチン】

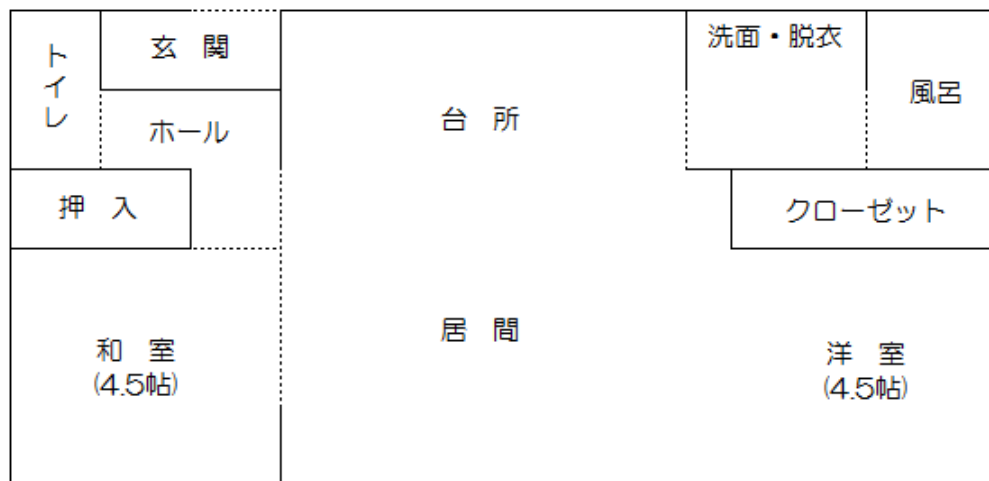


【トイレ】

こうようちょう
 (2) 光洋町 移住体験住宅2号、3号

住 所	根室市光洋町2丁目5番地3	旧教員住宅374号(2号)、375号(3号)
利用料	(夏期)48,000円/月 (冬期)63,000円/月	光熱水費、燃料代、放送受信料等含む。日割可。
建築年	昭和45年	平成25年9月リフォーム済
構 造	ブロック造 平屋建 1棟2戸	
間 取	1LDK	リビング(洋間)、和室1
設 備	地デジ・BS対応、暖房(灯油)、ガスコンロ、バス・トイレ別(ウォシュレット付)、室内洗濯物干、給湯(ガス)、駐車スペース有	
説 明	市内にあり、徒歩10分圏内にスーパーも立地していることから不便はありません。近くの中学校前にバス停もあります。光洋1号と同じ敷地内です。	

【間取】※2号、3号反転



【位置図】



光洋町移住体験住宅2号、3号写真



【キッチン】



【ガスコンロ】



【和室】



【クローゼット】



【冷蔵庫】



【洗濯機】



【リビング】



【食器棚】



【室内用物干】



【風呂】



【レンジワゴン】

※上から炊飯器、電子レンジ
オープン



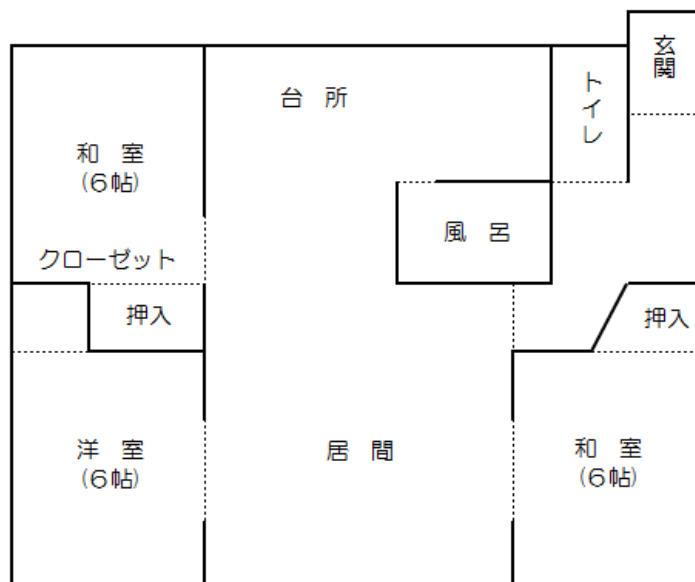
【トイレ】

（3）^{ごようまい} 瑠瑠移住体験住宅1号、2号

住 所	根室市瑠瑠1丁目122番地	旧教員住宅609(1号)、610号(2号)
利用料	(夏期)45,000円/月 (冬期)60,000円/月	光熱水費、燃料代、放送受信料等含む。日割可。
建築年	平成8年	
構 造	木造 平屋建 1棟2戸	
間 取	3LDK	リビング(洋間)、洋間1、和室2
設 備	地デジ・BS対応、暖房(灯油)、ガスコンロ、バス・トイレ別(ウォシュレット付)、室内洗濯物干、給湯(灯油)、駐車スペース有	
説 明	根室半島先端の納沙布岬の近くに位置し、市内から車で約20分の場所です。近くの瑠瑠小学校前にバス停があります。納沙布岬周辺に飲食店もあります。コンビニ、ガソリンスタンドまで車で約10分。	

※冬期間のご利用を休止する場合があります。

【間取】※1号、2号反転



【位置図】



瑠璃瑠移住体験住宅1号、2号写真



【リビング】



【リビング】



【和室】



【ガスコンロ】



【食器棚】

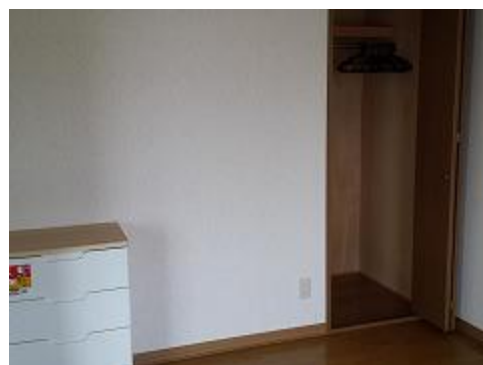


【レンジワゴン】

※上から電子レンジ、炊飯器
オープン



【キッチン】



【洋間】



【トイレ】



【洗濯機】



【室内物干竿】



【風呂場】



【冷蔵庫】

(4) 設置備品一覧

各施設には必要最低限の備品を設置しております。下記のリストは主な物を掲載しておりますので参考としてください。なお、トイレットペーパー等の消耗品は、利用者のみなさまにご購入いただくこととしております。

種別	備品種別	備考	種別	備品種別	備考
家電	テレビ	BS 放送対応	キッチン	ボール、ザル	
	冷蔵庫	225L		三角コーナー	
	洗濯機			食器洗い桶、ザル	
	電子レンジ			スポンジ置き	
	オーブン			布巾、スポンジ	
	炊飯器			おたま	
	電気ポット			フライ返し	
	掃除機			菜箸	
	ガスコンロ			調理バサミ	
	石油ストーブ			皮むき器	
	マルチタップコンセント			鍋敷き	
家具	ソファ	光洋1号のみ	包丁(各種)		
	食器棚		鍋(両手、片手)		
	ローテーブル	光洋1号のみ	フライパン		
	座布団	光洋1号のみ	ヤカン		
	時計		まな板		
	テレビ台		栓抜き、缶切り		
	室内用物干し竿		しゃもじ		
	室外用物干し竿	光洋1号のみ	おろし器		
	ダイニングテーブル	光洋1号以外	風呂	バスタチェアー	
	ダイニングチェア(4脚)	光洋1号以外	風呂桶		
	タンス	光洋1号以外	トイレ	トイレブラシ	
食器	茶碗			トイレ用スリッパ	
	お椀		掃除	バケツ	
	小中皿			ゴミ箱	
	ラーメン丼			ぞうきん	
	箸			ほうき、ちりとり	
	小中スプーン			スポンジ	
	フォーク		洗濯	洗濯カゴ	
	急須			ハンガー	
	湯呑茶わん		その他	スリッパ	
	コーヒーカップ			傘	
	ガラスコップ			靴べら	

(5) 寝具について

当市の移住体験住宅には、寝具は設置していないことから、ご持参いただけない場合は、下記のいずれかの方法によりみなさまにてご用意いただいております。

①市内貸布団業者からレンタル

以下の貸布団業者のいずれかへ、入居の前日までに利用者様から直接お申込みください。

a. 稲田布団店 電話：0153-23-4572

料金：1日あたり(1ヵ月未満) 1,300円

1月あたり(1ヵ月以上) 8,000円

b. 山田ふとん店 電話：0153-23-2014

料金：1日あたり(1ヵ月未満) 1,300円

1月あたり(1ヵ月以上) 9,000円

c. あおぞら寝装 電話：0153-22-2001

料金：

使用日数	料金
1～2日	1,000円/日
3～4日	800円/日
5～7日	700円/日
8～10日	600円/日
11～14日	500円/日
15～25日	400円/日
26～30日	300円/日

※配送先

施設名	住所
こうようちょう 光洋町 移住体験住宅1号	根室市 こうようちょう 光洋町 2丁目5番地3(旧教員住宅370号)
こうようちょう 光洋町 移住体験住宅2号	根室市 こうようちょう 光洋町 2丁目5番地3(旧教員住宅374号)
こうようちょう 光洋町 移住体験住宅3号	根室市 こうようちょう 光洋町 2丁目5番地3(旧教員住宅375号)
ごようまい 瑤瑠瑠 移住体験住宅1号	根室市 ごようまい 瑤瑠瑠 1丁目122番地(旧教員住宅609号)
ごようまい 瑤瑠瑠 移住体験住宅2号	根室市 ごようまい 瑤瑠瑠 1丁目122番地(旧教員住宅610号)

②宅配便

個々の状況により対応可能かどうかを判断しますので、必ず事前にご相談ください。

※上記施設へ直接送らないでください。

3. 入居当日の流れ

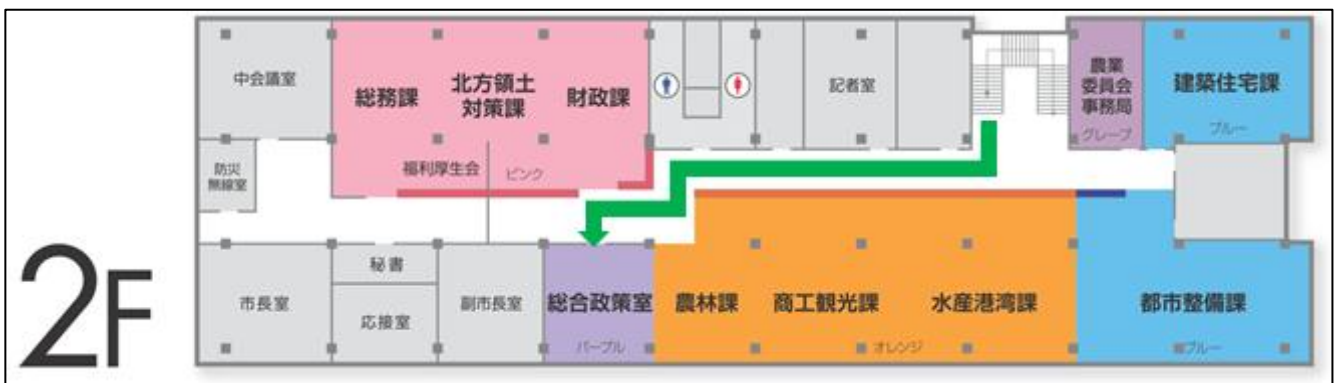
(1) 利用契約の締結

入居当日は、まず、市役所（2階総合政策室）にて利用契約を締結いたします。入居の前日までに、おおよその到着時間についてご連絡ください。また、**契約締結時に印鑑が必要**となりますので、あらかじめご用意願います。（三文判で可）

【市役所位置図】



【庁舎2階フロア図】



(2) 利用料の支払い

利用料は前払いとなっております。契約締結時にお支払いいただき、領収書をお渡しいたします。利用料は申込後に送付する利用許可証中に明示いたします。

計算は暦日ごとに行い、日割の際の計算方法は以下のとおりです。

例) 光洋1号を利用し、5月25日～7月10日までの場合

① 5月分 51,000 円÷30 日×7 日 = 11,900 円

② 6月分 51,000 円

③ 7月分 51,000 円÷30 日×10 日 = 17,000 円 ①+②+③ = 79,900 円

(3) 施設案内

入居される各施設へご案内いたします。(お車でお越しの場合は先導) 設置してある備品に関する説明等を行います。

(4) 市内案内

初めて根室にお越しになられた方など希望者に対し、車で市内を巡回し、スーパーや金融機関、医療機関などをご案内します。

(5) 「根室産品PR事業」

当市では、民間、市民、行政が連携して移住事業に取り組むため、平成24年度から「根室市移住交流促進協議会」を組織しています。

協議会の取組みのひとつとして、平成26年度より「根室産品PR事業」を実施しております。

根室の大きな魅力のひとつである「食」をよりPRするために、移住体験住宅を利用される方を対象に3,000円程度の水産物や農産物を差し上げております。

(上記の市内案内の際に、鮮魚店等で購入いたします)

※例) その時期旬の魚介類、チーズやアイスクリームなどの酪農製品等

4 . 滞在期間中

(1) 滞在中の行動について

滞在中の行動について制限はありません。ただし、長期で不在となる場合については事前にご連絡ください。

(2) 「ねむろの魅力再発見事業」

市内の民間団体が実施している体験型観光にかかる利用料の半額を補助しています。

前述の「根室産品PR事業」同様、根室市移住交流促進協議会の取組みとして、平成26年度より実施している事業です。

根室市には野草や野鳥、歴史、文化、自然など様々な魅力がありますが、インターネットや雑誌などで入手した根室の情報の中には、おそらくそれほど興味が惹かれない分野もあるかと思いますが、現地に来て、実際に体感することで意外に魅力的に感じられることもあるかもしれません。

ぜひ、この機会に根室の様々な魅力に接してみてください。

※対象となる体験型観光事業一覧

体験型観光名		事業内容等	実施主体	実施期間
1	ねむろ半島遊覧バス 「のさっぴ号」	①のさっぴ岬コース ②車石・風蓮湖コース ③一周コース	根室交通(株)	7月～9月
2	酪農見学・牧場体験	①牧場見学 ②バター作り体験 ③乳しぼり体験 ④牧場体験 ⑤酪農家体験	伊藤牧場	通年
3	農産物加工体験	①そば打ち ②パン、菓子、燻製 ③アイスクリーム ④チーズ	伊藤牧場 (A B - M O B I T)	通年
4	根室フットパス	①厚床パス ②初田牛パス ③別当賀パス	伊藤牧場 (A B - M O B I T)	通年
5	潮干狩り	アサリ、ホッキ貝	根室湾中部漁業協同組合	4月～8月
6	パノラマ・クルーズ (歯舞)	納沙布岬・貝殻島灯台周遊	歯舞漁業協同組合	11月 ～4月
7	落石シーサイドウェイ	①浜松パス ②おちいし岬パス ③三里浜パス	落石漁業協同組合 (落石マリンビジョン)	通年
8	落石ネイチャークルーズ	バードウォッチング	落石ネイチャークルーズ協議会	通年

※開催時期等変更の場合がありますので、各実施主体にお問合せください。

(3) 非常時の連絡方法

夜間や休日など、市役所が閉まっている場合で、緊急に担当者と連絡を取りたい場合は、次のとおり対応してください。

非常時連絡方法

①根室市役所の警備に電話をし、「移住体験施設の入居者」であることを伝えてください。TEL0153-23-6111

例

「移住体験施設入居者の〇〇です」

—



②連絡先とともに、用件を伝えるか、総合政策室の移住担当者からの連絡が欲しい旨を伝えてください。

例1

「〇〇なので、総合政策室の担当者に連絡してください」

例2

「総合政策室の担当者に、連絡してほしいと伝えてください」



③警備から担当へ連絡が行きますので、折り返し、連絡をいたします。

—

—

5 . 退去時

(1) 施設の清掃

滞在期間中とともに、退去前には入居者による清掃をお願いしています。次に入居される方が気持ちよく施設を利用できるよう、ご配慮願います。

なお、閑散期等で、長期にわたって施設の利用がなかった場合は、次の方が入居される前に清掃業者による清掃を行っております。

(2) 備品の確認

退去時間前に担当者が施設に出向き、施設の清掃状況と備品の確認を行います。

(3) 退去時間の連絡

退去時には、清掃状況の確認と、備品の確認を行いますが、概ね20～30分程度かかるため、退去時間はこれらを踏まえてご連絡ください。

なお、退去日の2～3日前までに事前にご連絡ください。

(4) 鍵の返却

上記の確認作業が終わりましたら、鍵をご返却いただきます。

その際、入居時にお渡しするアンケートも回収いたしますのでご協力お願いいたします。

(5) 忘れ物について

万が一施設内に忘れ物をした場合、速やかにご連絡ください。こちらで発見した場合は、一定期間保管いたします。宅配や処分等の対応について協議いたします。

6 . 利用にあたっての留意事項

(1) 利用料について

利用料には、施設借上料のほか、光熱水費（電気料、ガス代、上下水道料）、浄化槽管理料、燃料代（灯油代）、放送受信料を含んでおります。また、利用期間が1ヵ月に満たない場合の消費税も含むこととしております。ただし、飲食費や寝具、交通費、日常生活に係る消耗品等は入居者の負担となります。

利用料は前払いとなっておりますが、利用者の責めに帰すべき理由により利用予定期間前に退去することとなった場合、利用料は原則返還いたしません。ただし、天災やその他やむを得ない事由の場合は双方協議により決定いたします。

(2) 遵守事項

- 留守や就寝時には施錠をするなど、施設の管理をしていただきます。鍵を紛失した場合は、速やかにご連絡ください。
- 火気の手扱いや水道凍結に十分に注意するとともに、備付けの備品、什器類等を適切に取り扱い願います。
- 利用者は、施設周辺の除草や除雪を適宜行い、周辺環境の整備をお願いします。
- ごみは、市の定めに基づき適切に排出してください。

(3) 駐車スペースについて

各施設前及び裏側に駐車スペースがあります。

(4) 消耗品について

入居時に残っている物はそのままご利用いただいて構いませんが、基本的に消耗品（トイレットペーパーやごみ袋、洗剤等）は入居者の負担により購入していただいております。

(5) ゴミ出しについて

根室市の基準に沿って処分していただきます。入居時に分別及びゴミ出しの方法についてお示しいたします。



(6) 根室市の地勢

根室地方は北海道の東端に位置し、北を千島、知床山系、西を白糠丘陵で囲まれた平坦な原野です。冬季は晴天乾燥の冬晴れの気候となりますが、夏季は近海を流れる親潮寒流の影響を受け、海霧が多発し他の地域に比べて気温が低くなっています。

【四季別の概況】

(春)

移動性高気圧と気圧の谷が交互に通るようになり天気は周期的に変わります。移動性高気圧に覆われると、温暖な晴天となり空気は乾燥し火災の危険期ともなります。またこの頃は低気圧が北海道付近で異常に発達し、暴風雨・雪や大時化となり大きな災害を引き起こすこともあります。なお、晩春からはオホーツク海高気圧が強まって、冷涼で陰うつな天気も現れます。

(夏)

6月から7月にかけて、時々オホーツク海高気圧が発達し、低温曇雨天となる。また7月から8月は海霧の最盛期となり、海岸部では「夏がない」とも言われます。しかし、内陸や海岸の一部で30℃を越すこともあります。なお、前線の停滞や北上・南下に伴い当地方でも大雨となり特に前線に台風や低気圧がある場合、集中豪雨が起ることもあります。

(秋)

秋は1年を通じて最も快適な季節です。天気は周期的に変わりますが、一般に回復は早く晩春から夏のぐずついた天気を補う天の恵みといえます。初霜はかなり遅くなっています。

(冬)

西高東低の冬型気圧配置が卓越し、晴天乾燥の日が多く地中凍結は平野部で50cmを越す所があります。降雪量は山沿いを除き一般に少ないですが、一冬に数回発達した低気圧が道東に接近し通過した場合、暴風雪となり多量の湿雪や電線着雪、吹きだまりなどにより交通障害を生じます。また沿岸では高波災害が起ります。

○気象

根室市の気象 (統計期間1981年～2010年)

出展：気象庁

要素	降水量 (mm)	気温 (℃)			蒸気圧 (hPa)	相対湿度 (%)	風向・風速 (m/s)		日照時間 (時間)	雪 (cm)					
		合計	平均	日最高			日最低	平均		平均	平均	最多風向	合計	降雪の深さ	
														合計	日合計の最大
統計期間	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1990～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010			
1月	35.5	-3.7	-1.1	-6.9	3.4	71	5.9	北西	152.8	62	12	20			
2月	22.6	-4.3	-1.6	-7.6	3.4	73	5.6	北北西	164.8	55	13	27			
3月	52.5	-1.3	1.6	-4.3	4.3	75	5.5	北北西	190.8	50	12	22			
4月	66.5	3.4	7.2	0.4	6.1	78	5.5	南西	177.4	14	7	7			
5月	102.1	7.3	11.5	4.1	8.4	82	5.3	南	176.2	1	1	1			
6月	90.9	10.6	14.4	7.7	11.4	89	4.4	南	135.6	---	---	---			
7月	121.7	14.2	17.9	11.5	14.9	91	4	南東	112.6	---	---	---			
8月	120.8	17.3	20.8	14.7	17.7	89	4.2	南	127.7	---	---	---			
9月	167	15.7	18.8	13.1	15.1	84	5	南	145.5	---	---	---			
10月	106.3	11.3	14.4	8.2	10.3	75	5.6	南南西	167.7	---	---	---			
11月	84.5	5.3	8.3	1.9	6.5	69	6.3	南西	146.5	5	2	2			
12月	50.4	-0.5	2.1	-3.6	4.2	68	6	北西	146	36	11	13			
年	1020.8	6.3	9.5	3.3	8.8	79	5.3	南	1843.6	221	21	31			

7. 参考資料

(1) 根室市移住体験実施要綱

(様式第 1 号) 根室市移住体験施設利用申請書

(様式第 2 号) 根室市移住体験施設利用許可書

(様式第 3 号) 根室市移住体験施設利用契約書

(様式第 4 号) 根室市移住体験施設利用契約書についての説明
根室市移住体験施設に関する協定書

○根室市移住体験実施要綱

平成25年1月15日訓令第1号

(目的)

第1条 この要綱は、「根室市移住交流促進事業」の一環として、移住希望者が一定期間、根室市（以下「市」という。）での生活を手軽に体験（以下「移住体験」という。）できる機会を提供するため、根室市移住体験施設を用意し、移住交流施策を推進することにより人口の流入を促し、市の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 市への移住を希望又は検討する者のうち、根室市移住交流ワンストップ窓口（以下「ワンストップ窓口」という。）を通じて移住体験をしようとする者をいう。ただし、転勤又は婚姻による転入及び就業未経験者は除く。
- (2) 移住体験施設 市所有若しくは市長が事業協定を締結した民間所有の住宅等で、日常生活を営むための家具、電化製品などを備え、手軽に移住体験できる施設をいう。

(移住体験施設)

第3条 移住体験施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

(1) 市所有施設

名称・所在地	建設年	構造・規格	面積
光洋町移住体験住宅1号 根室市光洋町2丁目5番地3	昭和53年	ブロック造り 平屋 3LDK	59.40㎡
光洋町移住体験住宅2号、3号 根室市光洋町2丁目5番地3	昭和45年	ブロック造 平屋1棟2戸 1LDK	99.19㎡
瑤瑤瑠移住体験住宅1号、2号 根室市瑤瑤瑠1丁目122番地	平成8年	木造 平屋1棟2戸 3LDK	146.62㎡

(2) 民間所有施設

名称・所在地	建設年	構造・規格	面積
東梅地区移住体験住宅1号 根室市東梅218番地6	平成17年	ログハウス 平屋 1K	20.64㎡
東梅地区移住体験住宅2号 根室市東梅218番地6	平成17年	ログハウス 平屋 1K	15.75㎡

(利用申請)

第4条 施設の利用を希望する移住希望者（以下「利用者」という。）は、予めワンストップ窓口にて予約しなければならない。

- 2 ワンストップ窓口は、予約の受付後直ちに予約受付簿にその旨を記載することとし、その施設が民間所有である場合は、事業協定者（以下「協定者」という。）に連絡しなければならない。
- 3 協定者は、ワンストップ窓口から予約の連絡を受けたときは、利用者の受入態勢を整えるものとする。
- 4 利用者は、施設を使用する際、「根室市移住体験施設利用申請書」（様式第1号）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(利用許可)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、「根室市移住体験施設利用許可書」（様式第2号）（以下「許可書」という。）を交付する。この場合において、市長及び協定者は、施設の管理運営上必要と認める場合、その利用について条件を付することができる。

2 市長は、前条の利用申請をした移住希望者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可書を交付しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 建物、設備、備品等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 移住希望者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるとき。

（利用契約）

第6条 許可書の交付を受けた利用者は、市長又は協定者との間で別に定める「根室市移住体験施設利用契約書」（様式第3号）（以下「契約書」という。）により、借地借家法（平成3年法律第90号）（以下「法」という。）第38条に規定する契約を締結するものとする。

2 前項の規定により契約を締結した場合は、法第38条第2項の規定により、契約の更新がないことを「根室市移住体験施設利用契約書についての説明」（様式第4号）により行うものとする。

（利用期間）

第7条 施設の利用期間は、1週間以上6ヵ月以内とし、前条に規定する契約書において定める。

（利用料）

第8条 施設の利用料は、下記のとおりとする。

区分	名称	1ヵ月利用料	
		夏期 (5月～9月)	冬期 (10月～4月)
市所有施設	光洋町移住体験住宅1号	51,000円	66,000円
	光洋町移住体験住宅2号、3号	48,000円	63,000円
	瑤瑤瑠移住体験住宅1号、2号	45,000円	60,000円
民間所有施設	東梅地区移住体験住宅1号	80,000円	95,000円
	東梅地区移住体験住宅2号	75,000円	90,000円

2 利用者は、前項の利用料を契約と同時に市長又は協定者に前納しなければならない。

3 第1項の利用料は、施設借上料、光熱水費（電気料、ガス代、水道料、下水道料）、浄化槽管理料、燃料代（灯油代）、放送受信料を含むものとする。ただし、飲食費、寝具及び日常生活にかかる消耗品等並びに交通費は含まず、利用者の負担とする。

4 利用料は、利用期間中の暦月毎に計算する。ただし、利用期間に1ヵ月未満の端数が生じたときは、日割り計算とし、1ヵ月の料金の30分の1に端数期間の日数を乗じて計算し、1円に満たない金額は切り捨てとする。

5 利用期間が1ヶ月に満たない期間の利用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条及び消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第16条の2の規定による消費税を含むこととする。

6 第2項により納めた利用料は、これを還付しない。ただし、市長又は協定者が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

7 前項の規定により利用料を還付する場合及び還付割合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 天災事変、利用者又は親族の疾病、その他利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなった場合 既に納付した利用料から利用済期間分の料金を差し引いた差額の100分の100
- (2) 市が特に必要と認め、契約期間を短縮した場合 既に納付した利用料から利用済期間分の料金を差し引いた差額の100分の100
- (3) その他止むを得ない事由により市長又は協定者が特に認めた場合は、その都度還付割合を決定する。

（利用者の遵守事項）

第9条 利用者は前条第1項に定めた利用料を納めた後に、市長又は協定者から施設の鍵を受取り、施設を利用するものとする。この場合において、利用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速

やかに市長又は協定者にその旨を報告すること。

- (2) 火気の取扱いや水道凍結に十分に注意するとともに、備付けの備品、什器類等を適切に取り扱うこと。
- (3) 利用者は、施設周辺の除草や除雪を適宜行い、周辺環境の整備をすること。
- (4) ごみは、市の定めに基づき適切に排出すること。
- (5) 利用者は、施設の利用期間が満了したときは清掃を行うとともに、直ちに施設の鍵を市長又は協定者に返却すること。
- (6) 施設の利用期間が満了した後、利用者の私物が放置された場合は、市長又は協定者が自由に処分できるものとし、利用者は異議を申し立てることはできず、その処分費用を負担すること。
- (7) その他、施設の利用に関し市長又は協定者が必要と認める事項
(行為の制限)

第10条 利用者は、施設において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄付の要請、その他これに類する行為をすること。
- (2) 就業すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (5) 文書、図書、その他印刷物を貼付又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (7) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) 施設の全部又は一部を転貸、又は権利を譲渡すること。
- (9) その他施設の利用にふさわしくない行為をすること。

(契約の解除)

第11条 市及び協定者は、利用者に前2条の規定に違反する行為があると認めるときは、第6条の契約を解除することができる。

(特別の設備又は特殊物品の搬入)

第12条 利用者は、施設の利用にあたって、特別の備品又は特殊物品の搬入をしようとするときは、その旨を申し出て市長及び協定者の許可を受けなければならない。

(協定者の遵守事項)

第13条 第8条第1項の利用料を収納した協定者は、直ちに施設の鍵を利用者に貸し渡すものとする。この場合において、協定者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者へ地域居住ルールを説明すること。
- (2) 利用者が第9条及び第10条の規定に違反する行為並びに前条の規定による申出があった場合は、直ちにその旨を市長に報告すること。
- (3) その施設の利用に関し、疑義が生じた場合は直ちに市長と相談すること。

(明渡し)

第14条 利用者は、利用期間が終了する日まで及び第11条の規定に基づき契約が解除された場合にあっては、直ちに施設を明け渡さなければならない。この場合において利用者は、通常の利用に伴い生じた施設の損耗を除き、施設を原状回復しなければならない。

2 利用者は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に市長又は協定者に通知しなければならない。

3 市長又は協定者は、第1項の規定に基づき利用者が行う原状回復の内容及び方法について利用者と協議するものとする。

(立入り)

第15条 市長及び協定者は、施設の防火、火災の延焼、構造の保全その他の施設の管理上特に必要があるときは、利用者の承諾がなくても施設内に立ち入ることができるものとする。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立入りを拒否することができない。
(損害賠償)

第16条 利用者は、故意又は過失により施設、設備、備品等を破損し、汚損し、又は滅失したとき

は、その損害を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事情により市長及び協定者が特に認めた場合はこの限りでない。

2 利用者は、前項に規定する損害が発生したときは、直ちに市長及び協定者に報告しなければならない。

(事故免責)

第17条 施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該施設内又は施設周辺で発生した事故に対して、市長及び協定者はその責任を負わないものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、光洋町移住体験住宅1号の利用料に係る規定は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

根室市移住体験施設利用申請書

年 月 日

根室市長 様

申請者（代表者） 住所 _____

氏名 _____

根室市移住体験施設を利用したいので、根室市移住体験実施要綱第4条の規定により、次のとおり申請いたします。

希 望 施 設	① 光洋町移住体験住宅1号		第一希望		
	② 光洋町移住体験住宅2号、3号		第二希望		
	③ 瑠瑠瑠移住体験住宅1号、2号		第三希望		
	④ 東梅地区移住体験住宅1号				
	⑤ 東梅地区移住体験住宅2号				
区 分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 2回目以上（ 回目）				
希望利用期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
利 用 者 氏 名	(ふりがな) 氏名	性別	年齢	職業	申請者との関係
申 請 者 (代 表 者) 連 絡 先	電話番号（自 宅）	— —			
	電話番号（F A X）	— —			
	電話番号（携 帯）	— —			
	Eメールアドレス				
根室市で滞在中に行いたいことや質問等があればご記入下さい。					

様式第2号（第5条関係）

根室市移住体験施設利用許可書

年 月 日

様

根室市長

⑩

年 月 日付で申請のあった根室市移住体験施設の利用について、根室市移住体験実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり許可します。

なお、施設の利用にあたっては、同要綱その他関係法令を遵守し、適正に利用して下さい。

記

- 1 利用者代表 氏 名
住 所
- 2 利用許可施設 名 称
所在地
- 3 利用許可期間 年 月 日から 年 月 日まで
(日間)
- 4 契 約 締 結 根室市移住体験施設利用契約書を締結して下さい。

様式第3号（第6条関係）

根室市移住体験施設利用契約書

（契約の締結）

第1条 (以下「甲」という。)及び (以下「乙」という。)は、第2条に掲げる移住体験施設（以下「施設」という。）の利用について、以下の条項により借地借家法（以下「法」という。）第38条に規定する定期建物賃貸借契約（移住体験施設利用契約）（以下「本契約」という。）を締結する。

（施設）

第2条 甲は、次に掲げる施設を乙に貸し付けるものとする。

名 称
所 在 地
建 設 年
構造・規格

（契約期間）

第3条 契約期間は、1週間以上6ヵ月以内の期間において、次に掲げるとおりとする。

始期 年 月 日から
終期 年 月 日まで（ ヵ月 日間）

（料金）

第4条 施設の利用に係る料金は、下記のとおりとする。

期間	夏期 (5月～9月)	冬期 (10月～4月)	適用
1ヵ月	円	円	料金は、契約期間中の暦月毎に計算する。ただし、契約期間に1ヵ月未満の端数が生じたときは、日割り計算とし、1ヵ月の料金の30分の1に端数期間の日数を乗じて計算する。

2 乙は、前項の料金を前納により甲に支払わなければならない。

3 第1項の料金は、施設借上料、光熱水費（電気料、ガス代、水道料、下水道料）、浄化槽管理料、燃料代、放送受信料を含むものとする。ただし、飲食費、寝具及び日常生活にかかる消耗品等並びに交通費は含まず、乙の負担とする。

4 1ヵ月に満たない期間の料金には、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条及び消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第16条の2の規定による消費税を含むこととする。

5 第2項により納めた料金は、これを還付しない。ただし、甲が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

（維持管理）

第5条 乙は、利用する施設を善良な良識をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、乙の責に帰すべき事由により、施設を滅失又はき損させた場合は、甲乙協議の上、その損害の範囲又は金額を決定し、原状に回復するか又はこれに要する一切の費用を弁償しなければならない。

3 乙の利用により生じた軽微な修繕については、乙がそのすべてを負担するものとする。

（乙の遵守事項）

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 留守や就寝時に施錠するなど施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに甲にその旨を報告すること。

(2) 火気の取扱いや水道凍結に十分に注意するとともに、備付けの備品類等を適切に取り扱うこと。

(3) 施設周辺の除草や除雪を適宜行い、周辺環境の整備をすること。

(4) ごみは、市の定めに基づき適切に排出すること。

(5) 契約期間が満了したときは清掃を行うとともに、直ちに施設の鍵を甲に返却し、施設を原状に復すこと。

(6) 契約期間が満了した後、乙の私物が放置された場合は、甲が自由に処分できるものとし、乙は異

議を申し立てることはできず、その処分費用を負担すること。

(7) その他、施設の利用に関し甲が必要と認める事項
(行為の制限)

第7条 乙は、施設において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄付の要請、その他これに類する行為をすること。
- (2) 就業すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (5) 文書、図書、その他印刷物を貼付又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (7) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) 施設の全部又は一部を転貸、又は権利を譲渡すること。
- (9) その他施設の利用にふさわしくない行為をすること。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が本契約書に規定する事項に違反した場合及び本契約を継続することが困難であると認められるに至った場合は、本契約を解除することができる。

(特別の設備又は特殊物品の搬入)

第9条 乙は、施設の利用にあたって、特別の備品又は特殊物品の搬入をしようとするときは、その旨を申し出て甲の許可を受けなければならない。

(明渡し)

第10条 乙は、本契約が終了する日まで及び第8条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに施設を明け渡さなければならない。この場合において乙は、通常の利用に伴い生じた施設の損耗を除き、施設を原状回復しなければならない。

2 乙は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に甲に連絡しなければならない。

3 甲及び乙は、第1項後段の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(立入り)

第11条 甲は、施設の防火、火災の延焼、構造の保全その他の施設の管理上特に必要があるときは、施設内に立ち入ることができるものとする。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による甲の立入りを拒否することができない。

(免責事項)

第12条 施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該施設内又は施設周辺で発生した事故に対して、甲はその責任を負わないものとする。

(協議)

第13条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第14条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

甲及び乙は、本契約書2通を作成し、それぞれその1通を保有する。

年 月 日

(甲) 住所

氏名

㊞

(乙) 住所

氏名

㊞

年 月 日

根室市移住体験施設利用契約書についての説明

（甲）住所

氏名

印

下記施設について定期建物賃貸借契約（移住体験施設利用契約）を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項の規定に基づき、次のとおり説明します。

下記施設の賃貸借（利用）契約は、更新がなく、期間満了により賃貸借（利用）は終了するので、期間満了の日に下記施設を明け渡してください。

記

- | | | | | | |
|--------|-------|---|---|------|--------|
| 1 施設 | ① 名称 | | | | |
| | ② 所在地 | | | | |
| 2 契約期間 | ① 始期 | 年 | 月 | 日から | |
| | ② 終期 | 年 | 月 | 日まで（ | ヵ月 日間） |

上記施設につきまして、借地借家法第38条第2項に基づく説明を受けました。

年 月 日

（乙）住所

氏名

印

根室市移住体験施設に関する協定書

「根室市移住交流促進事業」の一環として、移住希望者が一定期間、根室市での生活を手軽に体験できる機会を提供するため、根室市移住体験施設を用意し、移住交流施策を推進することにより人口の流入を促し、市の活性化を図るため、根室市を甲とし、移住体験施設提供者を乙として、甲、乙の間で次のとおり協定を締結する。

1 提供する移住体験施設

- ① 名 称
- ② 所 在 地
- ③ 建 設 年
- ④ 構造・規格

2 協定期間

自 年 月 日 至 年 月 日

ただし、乙の業務等の都合により本協定の解除の申出があった場合は、この限りでない。

3 活動内容

- ① 乙が提供する施設を根室市移住体験施設として位置付け、根室市での生活を手軽に体験できる機会を提供し、根室市移住交流促進事業を推進する。
- ② 根室市移住体験施設の運営に当たっては、根室市移住体験実施要綱に基づき行う。

4 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙両者で協議して決定する。

5 本協定は、協定期間満了日に限り有効とする。ただし、甲、乙両者のいずれから異議の申し立てがない場合は、さらに1年間継続することができる。

この協定の証として協定書を2通作成し、両者記名押印のうえ各1通保有するものとする。

年 月 日

(甲) 住所

氏名

Ⓜ

(乙) 住所

氏名

Ⓜ